

会 議 記 録

会議名称		令和8年度 第1回 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会
日 時		令和8年8月 27 日(木) 午前 10 時～午前 11 時 26 分
会 場		小川ビル4階会議室
出席者	委員	11 名
		相田委員、福島委員、恵羅委員、岡本委員、伊藤委員、赤間委員、菊池委員、久保委員、小林委員、田中委員、若山委員(代理:猪狩委員)
	事務局	18 名
		保健福祉部長 保健福祉部管理課長 危機管理室防災課長 危機管理室地域防災担当課長 保健福祉部障害者施策課長 保健福祉部地域包括ケア推進担当課長 保健福祉部在宅医療・生活支援センター所長 杉並保健所健康推進課長 杉並保健所健康危機管理保健調整担当課長 保健福祉部管理課地域福祉推進担当係長 危機管理室防災課防災計画担当係長 保健福祉部障害者施策課障害者保健担当係長 保健福祉部障害者施設支援課管理係長 保健福祉部高齢者在宅支援課地域包括ケア推進係長 杉並保健所健康推進課医療連携担当係長 保健福祉部管理課地域福祉係(担当者3名)
欠席者	委員	松井委員、馬場委員
	事務局	保健福祉部障害者施設支援課長
傍 聴 者		0名
配布資料		資料1 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会設置要綱 資料2 令和8年度杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会委員名簿及び事務局名簿 資料3 災害時要配慮者支援対策における主な取組状況等について 資料4 避難行動要支援者名簿における対象基準の見直しについて 資料5 「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂について 参 考 広報すぎなみ 8月1日号

<p>会議次第</p>	<p>1 開 会</p> <p>2 協議会の概要について</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 協議会の運営について</p> <p>5 災害時要配慮者支援対策における主な取組状況等について</p> <p>6 議 題</p> <p>(1)避難行動要支援者名簿における対象基準の見直しについて</p> <p>(2)「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂について</p> <p>7 その他</p> <p>8 閉 会</p>
<p>会議要旨</p> <p>1 開会</p>	<p>○事務局 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会を公開とすること、会議録を作成し、区公式ホームページで公開するために録音することについて説明。</p> <p>2 協議会の概要について</p> <p>○事務局 協議会の概要について説明。</p> <p>3 委員紹介</p> <p>○委員 出席委員から自己紹介。</p> <p>4 協議会の運営について</p> <p>○事務局 杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会設置要綱第6条第2項に基づき、会議の司会、進行については、保健福祉部長が指名する。今回は数年ぶりの開催であること及び議題について幅広く意見をいただきたいことから、保健福祉部長が司会進行を務めることについて諮ったところ、異議なく了承された。</p> <p>5 災害時要配慮者支援対策における主な取組状況等について</p> <p>○事務局 災害時要配慮者支援対策における主な取組状況等について、資料3に基づき説明。</p> <p>6 議 題</p> <p>(1)避難行動要支援者名簿における対象基準の見直しについて</p> <p>○事務局 避難行動要支援者名簿における対象基準の見直しについて、資料4に基づき説明。</p> <p>○進行役 対象基準の見直しが必要となった背景や課題、事務局側の考え方について説明をしていた</p>

だいた。ご意見、ご質問等あればお願いしたい。

○委員 私も「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」制度(以下、地域の手)に去年加入し、民生委員の作った個別避難支援プラン(以下、プラン)を保管しているが、民生委員による更新は1年に1度必ずあるものか。当団体では、民生委員から何の連絡もないという声を多数聞いている。

○事務局 プランの内容の更新については、年に1度、民生委員から内容に変更があるかを電話等で確認し、内容に変更があれば更新する。但し、内容に変更がない場合には訪問や更新はしていない。更新の必要に応じて訪問するような運用をとっている。基本的には区が民生委員に統一のマニュアルの方をお示しし、研修などを通じて統一の運用する形になっている。ただ一方で、民生委員が欠員をしている地区は、各地区の会長、副会長、又は近隣の代行者等がなるべく連絡をするというようにフォローしている。基本的には区全体で統一のルールで行っているという状況。

○委員 承知した。それでは民生委員から一応ご連絡があるということを、当団体の皆さんにお伝えしておいてよろしいか。

○事務局 お見込みのとおり。民生委員の協議会委員から、事務局の説明に何かもし補足があればお願いしたい。

○委員 民生委員として参加している。現在のところ、登録者全員にプランを作成できているわけではない。登録者全員がプランを持つ状況にはしたいと思っているが、その方向にどうやったらうまくいくのかがまだ分かっていない状況が実際にはある。

また、私は民生委員として震災救援所運営連絡会員になっているが、救援所が受け持つ地域の手登録者数は約 150 人いる。そのうち3割くらいプランが作成されていないこともある。また、避難行動要支援者名簿の登載者数はこの3倍にものぼり、3日以内の安否確認は不可能なような気がしている。私個人としては約 50 名の登録者を受け持っている。そのうち本当に支援が必要な人は5名ほど。本当に支援を必要とする人を洗い出すことはとても必要なことと思う。

○委員 要配慮者の体調などの変化は年1回の確認ではつかみづらいと思う。介護保険や障害者福祉につながっている人にはケアマネジャーや障害者相談支援専門員が、年1回以上はお伺いする機会がある。より実効性のある制度にするなら、役割を分けて、介護保険や障害者福祉につながっていない方に対して民生委員が携われるような形で、役割の重複を避けるべきだと考える。

○委員 民生委員としては、資料4の9ページにある、「避難行動要支援者の対象範囲が広いことによる支援者の負担の増大が懸念される」という点については、現状ではそのとおりである。現行制

度が開始した平成 19 年から方法が変わっていないのではないか。スマートフォンの普及状況など、当時は今とは全然時代が違ったはず。防災 DX を見据えた動きも検討せずに「負担が増大するから対象を絞ろう」という考え方は違うんじゃないかと思っている。

プランの作成や更新については、なかなか登録者に会うことが難しい。電話やポスティングで連絡をしても警戒されてしまう。

○委員

昨日、所属施設で杉並消防署を招いた避難訓練を実施した。署員から言われたのは、「まず自分の身を守る」こと。入居者はもちろんいるが、やはり「自分の命をまず優先して逃げ」、そこで落ち着いたら利用者を助ける。利用者の救助に入ってスタッフが巻き込まれることは必ずしもいいものではないという話があった。

また、地域や施設だけで区内の避難行動要支援者の支援、共助を担うことは非常に難しいと思われる。区外を含めた広域的な支援体制の確保も重要ではないかと思う。

高齢者の避難ももちろん大事だが、若者がかかり貴重だ。インターネットが発達している中で、身体ではなくて、コンピューター等を使った要配慮者支援があるとよい。もっと若い世代の目につくような。「杉並区ってこんなにやってるんだな」ということを教育したい。

○進行役

若い世代への防災意識の啓発や、デジタル技術を活用した支援の仕組みづくりも大切な視点だと思う。若者自体が被災した時の対応に区として手が届いてない部分があるのかもしれない。どのように手を届けるかということは、大事な視点である。

他地域との連携や協力についてのご意見もいただいたところで、防災部門から補足があればお願いしたい。

○事務局

大規模災害時には、自治体間の対口(たいこう)支援の仕組みや受援計画に基づき、全国からの支援を受けながら対応することとしている。杉並区においても、スクラム支援自治体との連携に加え、受援体制を整備している。

○委員

障害者施設やグループホームでは、BCP に基づく職員や利用者の安否確認の仕組みが整備されているため、既存の仕組みを活用しつつ、施設だけでは対応が難しい部分を地域で支える、とするほうが動きやすく、実効性があるのではないか。

また、平時から地域との連携推進会議等を通じて地域との関係づくりを進めており、災害時にもこうしたつながりを大切にしている。

○事務局

各施設の職員と利用者も被災者であって、各施設で安否確認を進めていただくというところは、本当にその通りだと思っている。また、各施設における備蓄にはスペースも含めて3日分が精いっぱいという状況の中で、区の計画においても発災後4日目以降は国や都など他自治体の救援支援を期待する、という状況だ。現在、保健所部門と防災部門が連携し、受援計画に基づく支援の受入れ体制について検討を進めている。発災後には、他自治体からの人的支援や

福祉専門職による支援を受けることを想定しており、その際に各施設の被災状況や入所者の健康状態を迅速に把握することが重要であると考えている。このため、災害時の情報共有の仕組みやデジタル活用についても検討を進めており、支援が必要な施設へ迅速に支援を届けることで、災害関連死の防止につなげていきたいと考えている。本日いただいたご意見も今後の検討の参考にさせていただきたい。

○委員 プランに記載されていたケアマネジャーが既に変更となっている事例があり、情報の更新が十分に行われていないと感じた。ケアマネジャーから区へ情報提供する仕組みなどを検討することで、プランの情報の鮮度向上につながるのではないかと考える。

また、緊急通報システムの利用状況など区が保有する関連情報を基にすればプランへ反映できるはず。もっと区役所各部署の横の連携を取っていただきたい。

それから、震災救護所の受付システムのデジタル化を構築中だと伺っている。現在のような、地域の手登録者台帳と避難者登録カードを名寄せして安否確認を行うフローでは、うまく機能するとはとても思っていない。せめて避難者登録時点で地域の手登録者であることが分かるようにし、安否確認や支援を考えた仕組みにしてほしい。

○事務局 ケアマネジャーとの連携については、プラン作成の場面においても協力を得ているところであり、いただいた提案については実現の可能性も含めて今後検討していきたいと考えている。

また、緊急通報システムを含む庁内の情報共有のあり方についてどのような活用が可能か研究していきたい。

震災救護所の受付 DX 化については、避難行動要支援者に関する情報との連携を課題として認識しており、費用面等も踏まえながら引き続き検討していく。

○委員 地域の手に登録した情報が、警察や消防等の関係機関とどのように共有され、支援につながるのかに不安・心配を感じている。また、訪問リハビリや訪問マッサージなど、日頃から障害者や高齢者を支援している民間事業者と話を見ると、区との災害時における連携体制もないようだ。災害時には、これらの事業者と区との連絡や指示についてはどのようなになっているのか。

○事務局 避難行動要支援者名簿は、大規模災害時に支援が必要な方を迅速に把握し支援につなげることを目的として整備しているものであり、情報提供先は法律に基づき警察や消防などの関係機関のみとなっている。また、区では福祉救護所連絡会の開催などを通じて福祉関係機関との連携を図っているほか、高齢・障害・医療分野等において様々なネットワークを構築している。民間事業者との連携についても重要な課題と認識しており、要配慮者支援や災害関連死の防止に向けて、どのようなネットワークを作っていくのか、今後の連携の在り方について検討をしていく。

○委員 杉並区の避難行動要支援者名簿は対象範囲が広く、名簿登載者の割合も高い状況にある

ことから、まずは支援の優先順位を整理する必要があると考えている。我々の現場では、利用者ごとに災害時の計画を立て、利用者にはそのおぼえを持ち歩いてもらうなど工夫をしている。また、利用者の自力避難の可否などに応じて支援の優先度を把握している。名簿についても、真に支援が必要な方を把握し、優先順位をつけることが重要ではないか。

○委員 災害時要配慮者支援に関する様々な制度や仕組みがある一方で、それらを横断的につなげることや、各制度における関係者との連携がうまく図れていない。区から制度へのサポートがあつたらという声は長年上がっている。また、頼れる身寄りのない高齢者や認知症患者の独居が増加する中、デジタル化だけでなく、彼らの在宅避難や情報提供の支援も進めていただきたい。特に災害時に不安を抱える在宅の要配慮者へ情報や支援が届く仕組み、関係機関同士が連携できる仕組みづくりに注力してほしい。

○委員 介護保険サービス事業者については、BCPの策定や訓練等が求められており、災害時対応の体制整備は進められているものと認識している。また、民生委員の現場の疲弊、活動の限界が強くあることを感じた。避難行動要支援者名簿の対象者が多い現状では、現場が実現可能性を感じられないというところが恐らくあるのではないかと。本人申出制度は慎重になる必要もあるかもしれない。そのため、見直しの考え方にもある真に支援を必要とする方を適切に把握し、災害時の安否確認や安全確保につなげられる仕組みとすることが重要ではないかと思う。

○委員 杉並区は避難行動要支援者の対象範囲を広く設定しているが、災害時には支援する側の人員にも限りがあるため、机上の空論とはならないよう実際に支援できる体制を踏まえた制度設計が必要であると考えます。対象者を拡大することだけではなく、真に支援が必要な方に確実に支援を届けられるよう、支援の優先順位や対象範囲について検討することが重要ではないか。

○進行役 これまでの議論では、災害時に実効性のある支援を行うため、現実的な対象者数を踏まえた制度設計が必要との意見があつた。一方で、対象基準の見直しを検討するに当たり、精神障害者についてはどのように考えるべきか伺いたい。

○委員 現在の避難行動要支援者名簿では、精神障害者保健福祉手帳所持者のすべてが対象となっている。そうすると、うちの通所施設の利用者ほぼ全員が対象ということになる。避難支援が必要と思われる利用者は間違いなくいるが、決してそんなに多くなく、ごく一部かと思う。また、避難支援の必要性については、精神障害そのものよりも、加齢に伴う認知機能や身体機能の低下によって自力での避難が少し大変そうだと感じる部分が多い。一方で、症状が重い精神障害の方などは施設入所されていたりするので、自分たちの利用者の範囲ではあまり避難支援が必要と思われる利用者は多くないかなというイメージ。

○進行役 精神障害者の対象範囲についてご意見をいただいたが、一方で障害者の家族からは、災害

時に本人が避難できるのか心配だという声もあると思う。日頃相談を受けている立場から、実際にどのような不安や課題があるのか、また見直しに当たって留意すべき点があれば伺いたい。

○委員 日頃の相談支援の中では、災害時の対応について直接相談を受ける機会は多くないが、精神障害者については、普段は落ち着いていても、災害時のような非常時には不安や混乱が大きくなり、パニック状態に陥る場合があると感じている。その点が、他の障害や要配慮者とは異なる特徴の一つではないかと考えている。

○委員 訪問介護等の在宅サービス事業者においても BCP の策定が義務付けられているが、実際に大規模災害が発生した場合にどのような対応を行うべきかについては、現場でも大きな課題となっている。まずは利用者の安否確認が第一と考えているが、その後の避難支援や避難所震災救援所での生活支援については、実効性のある対応策について日頃から悩みながら支援を行っている。水害時に垂直避難ができない利用者もいる。被災後は可能な限り住み慣れた自宅で生活を継続できるよう支援することが重要であると考えているが、ライフラインが途絶えた場合の対応など課題も多いことから、実際に災害を経験した地域の事例等も参考にしながら、支援のあり方を考えていく必要があると認識している。

○委員 在宅療養者は基本的に、災害時には支援者が助けに来てくれると考えている。しかし実際には支援者自身やその家族の安全確保が優先されるため、「支援者は助けに行けない」ということを伝えている。そのため、まずは本人が自ら身を守る方法を一緒に考えよう、という形でやって備えていくことが必要。阪神淡路大震災経験者の話を聞くと、9割以上が自力脱出や通りがかりの人の手助けで避難したという。

避難行動要支援者名簿の対象の規模が大きいことから、実態を踏まえた支援の優先順位についても検討が必要である。

○進行役 災害時には支援を待つだけではなく、まずは自らが助かるためにはどうしていったらよいかから考えていかないといけない。リアリティを持って、自分ごととして災害への備えや避難行動を考えられるようにしていくことが大切であると感じた。

また、基準見直しについて、背景や考え方、対象者の範囲や支援の優先順位、自助の重要性、関係機関との連携など、様々な観点からご意見をいただいた。事務局から議題について何か補足や見解があるか。

○事務局 皆様から本当にご意見をいただいた。それぞれのお立場でのご意見も非常に忌憚なきご意見をいただき、感謝申し上げます。

他区状況と比較し、杉並区は人口に占める名簿登載者の割合が少し高いということもあるので、今日いただいた意見を踏まえて次回の時には案として皆様にお示ししたい。その前にもご意見を個別に聞くことがあるかもしれないが、その時にはご協力いただければと思っている。

(2)「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂について

○事務局 「災害時要配慮者の支援のための行動指針」の改訂について、資料5に基づき保健福祉部管理課長から説明(省略)。

○進行役 この行動指針改訂につながるような話も、先ほどの議題の一つ目でも多数いただいたかなというふうに思っている。次の協議会の時には、素案として「こういうふうな見直しをしていきたい」というものを示す予定であり、そこで具体的なお話はできるかと思うが、この時点で何かご意見ご質問などあればお伺いしたい。

(意見、質問とも特になし)

○進行役 資料をお読みいただいて、不明点などがもしあればご教示いただきければと思うのでよろしくお願いしたい。それでは議題は以上ということにさせていただきます。

本日予定していた2つの議題について様々なご意見ご質問をいただき、感謝申し上げます。いただいたご意見を踏まえ、次回、第2回の連絡協議会を行う。11月開催予定となっているので、よろしくお願いしたい。

7 その他

○事務局 広報すぎなみ8月1日号に掲載された地域の手制度の特集記事について、広報紙を配布して説明。

○事務局 本日の会議録は、まとめ次第皆様にも確認用にお送りさせていただきたいのでよろしくお願いしたい。

8 閉会